

10月18日 トラック輸送における取引環  
境・労働時間改善鹿児島県地方協議会

# 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示)の改正等について

鹿児島労働局 監督課

# トラック運転者の改善基準告示の改正

令和  
6年4月～  
適用

トラック運転者の  
改善基準告示が改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(年換算) 3,516時間	改正前(月換算) 原則:293時間 最大:320時間	改正前 継続8時間
改正後 原則:3,300時間 最大:3,400時間	改正後 原則:284時間 最大:310時間	改正後 継続11時間を 基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

## 衆議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年5月25日）

▷自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進める

## 参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年6月28日）

▷過労死や精神疾患などの健康被害が最も深刻であり、かつそのために深刻な人手不足に陥っている運輸・物流産業の現状にも鑑み、決して物流を止めてはいけないという強い決意の下、関係省庁及び関係労使や荷主等を含めた協議の場における議論

▷自動車運転業務については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始

▷ 令和4年12月23日に改正され、令和6年4月1日から適用

## ■厚生労働省ホームページ

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）

リーフレット、パンフレット、告示、通達、Q&A

荷主向けリーフレット、各種リンクなど掲載

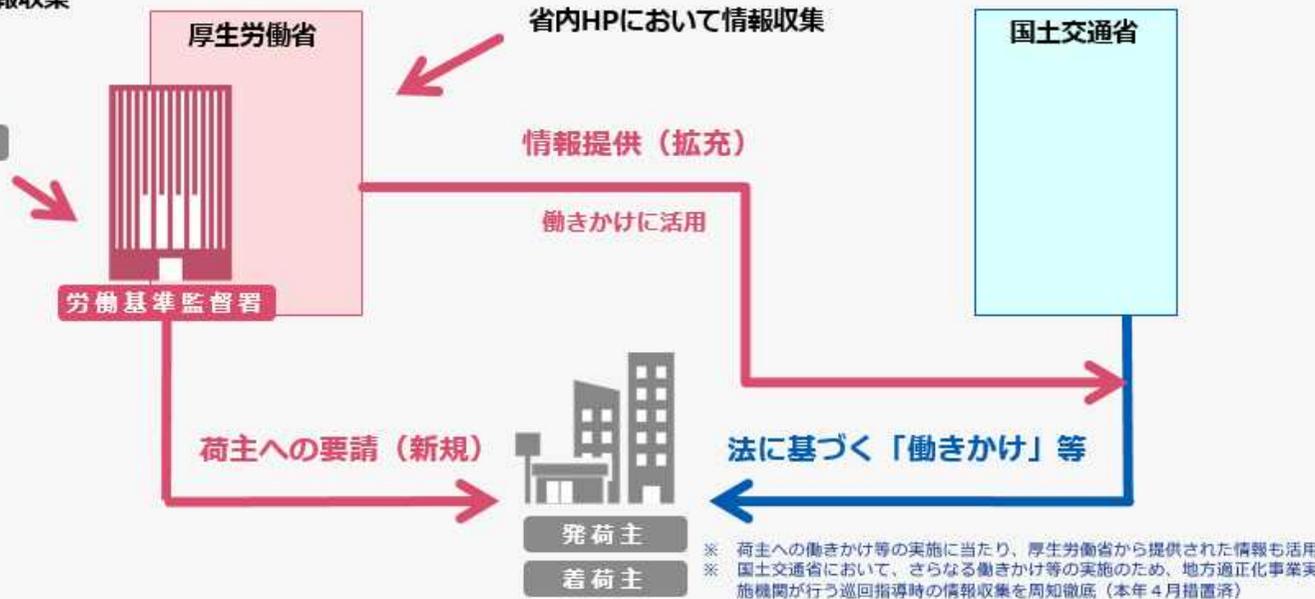


# 労働基準監督署による発着荷主等への要請

## 労働基準監督署による要請（新規）

- ▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**  
 (要請の内容) 長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。  
 運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**省内HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**

### 立入調査時に情報収集



※ 荷主への働きかけ等の実施に当たり、厚生労働省から提供された情報も活用  
 ※ 国土交通省において、さらなる働きかけ等の実施のため、地方適正化事業実施機関が行う巡回指導時の情報収集を周知徹底（本年4月措置済）

※令和4年12月23日より、「荷主特別対策チーム」を編成し対応。

## 鹿児島労働局における取組

- ▶ 各労働基準監督署における個別企業に対する要請実施状況

### 鹿児島労働局実績（1月～9月）

発荷主	90
着荷主	56
元請運送事業者	8

※ 重複含む

- ▶ 各種事業主団体に対して鹿児島労働局から要請を実施（令和5年5月）。
- ▶ 荷主企業125社に対して鹿児島労働局から要請を実施（令和5年5月）。

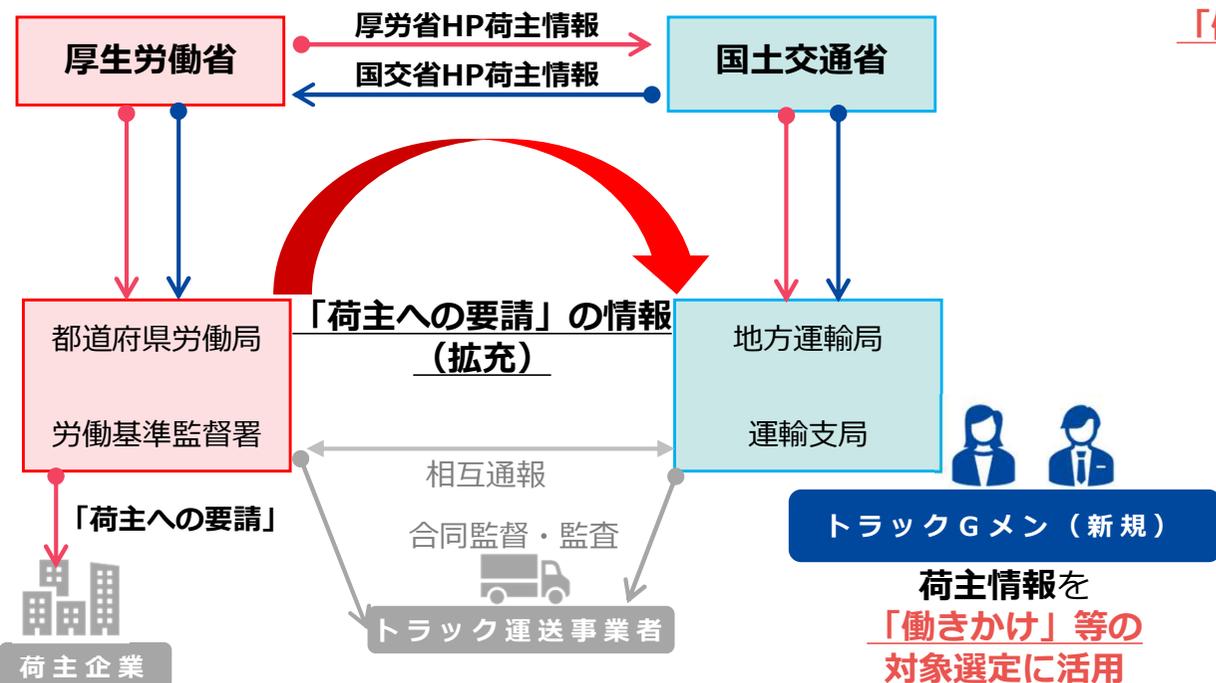


# 「トラックGメン」設置に伴う国土交通省との連携強化（令和5年10月～）

## ① 荷主情報提供の運用強化

現行の国土交通省への荷主情報提供に加え、

- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、**「荷主への要請」を実施した荷主の情報**を、広く国土交通省に提供し、**「トラックGメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用**



## ③ 「標準的な運賃」の周知強化

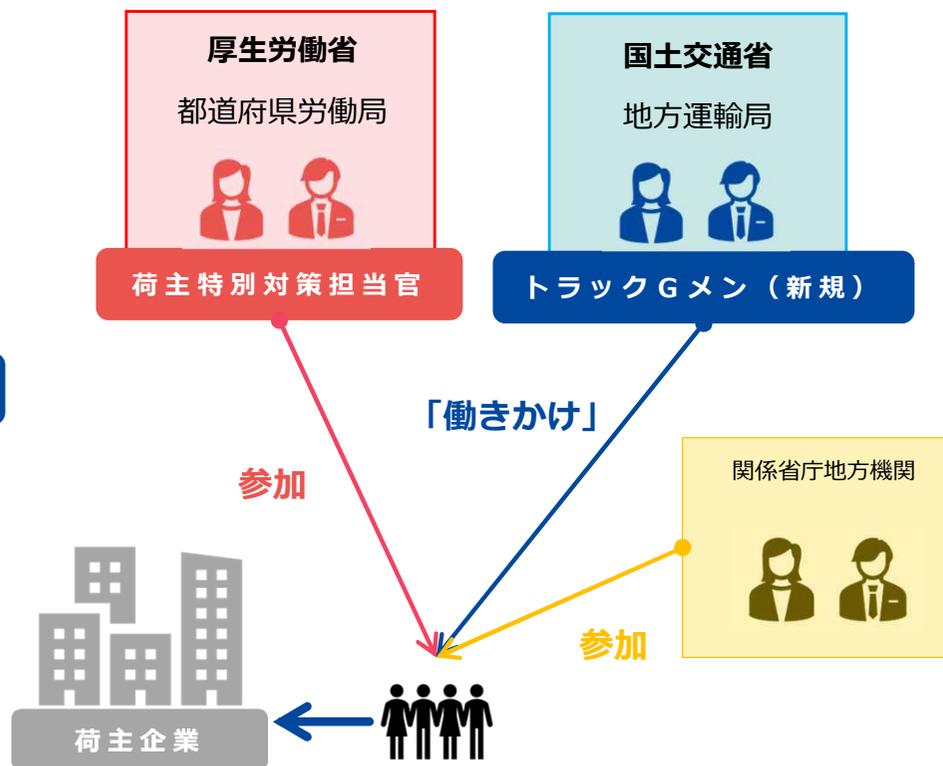
労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく**「標準的な運賃」も周知**

## ② トラック法に基づく「働きかけ」の連携強化

荷主企業に対し、新たに、

- **国土交通省のトラックGメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」**
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる事案については、**都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加**



# 長時間の荷待ちに関する情報を収集します

## 長時間の荷待ちに関する情報メール窓口

道路貨物運送業においては、他の産業に比べて長時間労働の実態にあり、長時間労働抑制に向けた諸対策を一層積極的に進める必要があります。

一方、道路貨物運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行などの個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあります。

これらを踏まえ、厚生労働省は、道路貨物運送業における長時間労働の自主的な改善を困難としている要因の一つである、荷主・元請運送事業者の都合による「長時間の荷待ち」に関する情報を把握し、この改善に向けて**荷主・元請運送事業者に対する「要請」**や**国土交通省への「情報提供」**の参考とさせていただくこととしました。

本窓口では、道路貨物運送業の事業場における長時間・過重労働（労働基準法などの違反が疑われるものに限る。）の主な要因が荷主・元請運送事業者による「長時間の荷待ち」である場合、その情報をメールでお寄せいただくことができます。（※お寄せいただいた情報は、荷主・元請運送事業者にお伝えする場合があります。）

情報の受付対象となる法律等は、以下のとおりです。なお、受け付けた情報に関する照会や相談についてはお答えしかねますので、あらかじめご承知おきください。

[労働基準法](#)

[自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）](#)

- ▷ 厚生労働省HP内に設置
- ▷ 長時間の荷待ちに関する情報を収集
- ▷ 都道府県ごとに情報提供送信フォームへのリンクが展開
- ▷ 情報を基に、労働基準監督署が要請等を実施
- ▷ 情報お待ちしております



# 働き方改革PR動画「はたらきかたススめ」



適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト

はたらきかたススめ



くらし、  
はたらき、  
ともに  
ススめ!

2024年4月から

建設業、  
トラック・バス・  
タクシードライバー、  
医師の、

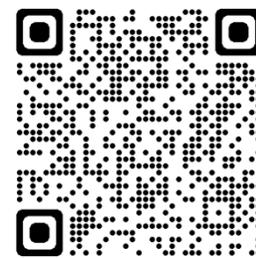
時間外労働の  
上限規制が  
適用されます。

働き方改革  
コンタクター  
小芝風花

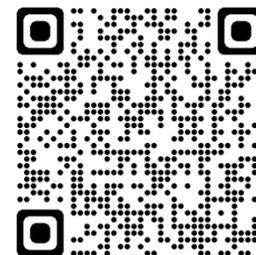
▷ 俳優・小芝風花さんを起用し、時間外労働の上限規制の適用に向けて制作

▷ 令和5年7月～ トラック編公開

■ はたらきかたススめ特設サイト



■ トラックのページ



■ PR動画イメージ

